

參考資料

インクルーシブ教育システム体制整備に関する検討協議会設置要綱

令和6年4月15日決定

6 教学特第279号

(目的)

第1条 東京都におけるインクルーシブな教育の充実を図ることを目的に、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）に、インクルーシブ教育システム体制整備に関する検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特別支援学校と高等学校等との一体的運営に関する事項
- (2) 公立小・中学校等における特別支援教育に関する事項
- (3) その他、インクルーシブ教育システムに関して検討が必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、学識経験者、都立学校関係者、区市町村教育委員会関係者、保護者、教育庁職員等の中から、教育長が任命及び委嘱するものをもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、教育庁教育監の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を主宰し、会務を総括する。
- 3 協議会には、副会長を置き、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合に、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 招集する委員については、第3条に基づきあらかじめ任命または委嘱した委員の中から会長が指名することができる。

(臨時委員)

第6条 協議会には、審議の必要に応じ、臨時委員を置くことができる。臨時委員は、教育長が、必要と認める者について任命及び委嘱する。

- 2 臨時委員の任期は、調査審議する当該の事項に必要な期間とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者の意見聴取)

第7条 協議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(部会の設置)

第8条 協議会に必要に応じて次の部会を設置し、会長から指示のある場合の事項を協議し、その結果を会長に報告するものとする。

| 部会名 | 所掌事項 |
|------|----------------------------|
| 第一部会 | 特別支援学校と高等学校等との一体的運営に関すること。 |
| 第二部会 | 公立小・中学校等における特別支援教育に関すること。 |
| 特別部会 | その他の事項 |

- 2 部会は、会長が指定する委員及び臨時委員により構成する。
- 3 会長は、常任の部会の他、必要に応じて臨時的に特別部会を設置し、委員を招集することができる。

できる。

- 4 会長は、部会長及び副部会長を任命する。
- 5 部会長は、部会を招集し、会議を主催する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在の場合に、その職務を代理する。
- 7 インクルーシブ教育システムに関する新たな事項を検討する必要がある場合は、事務局長が会長に具申し、会長の指示により部会で検討し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。
- 8 部会は必要に応じてワーキンググループを設置し、資料作成等の作業や論点整理を行うことができる。
- 9 ワーキンググループは、部会の教育庁職員及び都立学校教職員で構成する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は教育庁都立学校教育部特別支援教育課とし、庶務全般を担当する。

- 2 事務局長は教育庁都立学校教育部特別支援教育課長とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

インクルーシブ教育システム体制整備に関する検討協議会委員名簿

| No. | 分野 | 氏名 | 所属・職名 | 備考 | 委員内容 |
|-----|-----------------|--------|-------------------------------------------|------------|--------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | 奥住 秀之 | 東京学芸大学教育学部教授 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 |
| 2 | | 中西 郁 | 十文字学園女子大学 教育人文学部児童教育学科教授／特別支援教育研究所長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 3 | | 伊藤 由美 | 国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター総括研究員 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 |
| 4 | | 井上 秀和 | 国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター総括研究員 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 5 | 学校代表 | 大関 浩仁 | 品川区立第一日野小学校長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 6 | | 高汐 康浩 | 府中市立府中第八中学校長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 7 | | 加藤 瑞樹 | 東京都立稔ヶ丘高等学校長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 |
| 8 | | 相賀 直 | 東京都立府中けやきの森学園校長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 第二部会委員 |
| 9 | 幹事指導者自治体長会 | 丸山 順子 | 豊島区教育委員会教育部指導課長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 10 | | 拝原 茂行 | 青梅市教育委員会学校教育部指導室長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 11 | 支那並み及共同自治体長会 | 宇都宮 聡 | 世田谷区教育委員会事務局教育総合センター長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 12 | | 酒井 史子 | 北区教育委員会事務局教育総合相談センター所長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 13 | | 荒西 岳広 | 国立市教育委員会事務局教育指導支援課長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 14 | 運動部インクルーシブ推進委員会 | 森保 亮 | 福生市教育委員会教育部参事兼教育指導課長事務取扱 | 令和6年7月16日～ | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 15 | | 大島 伸二 | 清瀬市教育委員会教育部参事兼教育指導課長 | 令和6年7月16日～ | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 16 | 保護者代表 | 岡部 健作 | 一般社団法人東京都PTA協議会会長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 17 | | 久保 淳 | 東京都立中学校PTA協議会副会長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 18 | | 櫻山 美智子 | 東京都立高等学校PTA連合会会長 | ～令和6年6月24日 | 協議会(総会)委員 第一部会委員 |
| 19 | | 尾原 利美 | 東京都立高等学校PTA連合会副会長 | 令和6年6月25日～ | |
| 20 | | 小野田 由夏 | 東京都特別支援学校PTA連合会会長 | ～令和6年6月24日 | 協議会(総会)委員 第一部会委員 第二部会委員 |
| 21 | | 渡部 美由紀 | 東京都特別支援学校PTA連合会副会長 | 令和6年6月25日～ | |
| 22 | 東京都教育庁関係者 | 瀧沢 佳宏 | 教育監 | | 会長 |
| 23 | | 村西 紀章 | 都立学校教育部長 | | 協議会(総会)委員 第一部会副会長 |
| 24 | | 中西 正樹 | 特別支援教育推進担当部長 | | 副会長 第一部会副部長 第二部会副部長 |
| 25 | | 奥富 洋一 | 都立学校教育部高等学校教育課長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 |
| 26 | | 岐下 英男 | 都立学校教育部都立高校改革企画調整担当課長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 |
| 27 | | 辻 等 | 都立学校教育部施設調整担当課長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 |
| 28 | | 袴田 紗依子 | 都立学校教育部特別支援教育課長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 第二部会副部長 |
| 29 | | 深谷 純一 | 都立学校教育部主任指導主事 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 第二部会委員 |
| 30 | | 小坂橋 美穂 | 地域教育支援部義務教育課長 | | 協議会(総会)委員 |
| 31 | | 坂本 教喜 | 指導部義務教育指導課長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 第二部会委員 |
| 32 | | 中村 大介 | 指導部特別支援教育指導課長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 第二部会委員 |
| 33 | | 市村 裕子 | 指導部高等学校教育指導課長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 |
| 34 | | 布施 竜一 | 人事部人事計画課長 | | 協議会(総会)委員 第一部会委員 |
| 35 | | 小林 真琴 | 人事部教職員任用担当課長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 36 | | 松島 正明 | 人事部教職員任用担当課長 | | 協議会(総会)委員 第二部会委員 |
| 37 | | 大熊 正浩 | 総務部企画担当課長 | | 協議会(総会)委員 |

インクルーシブ教育システム体制整備に関する検討協議会報告書

令和7年3月発行

編集・発行 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03-5320-6762

印刷・製本 教育庁サポートオフィス「パレット」

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

電話番号 03-6258-0406

教育庁サポートオフィス

Palette